

技術提案作成要領（例）

【若者・女性活躍推進モデル工事に適用】

入札に付する工事の概要	
工事年度・工事番号	〇〇第〇号
工事名	〇〇〇〇工事
工事場所	〇〇市郡〇〇町村〇〇地内
工事概要	入札公告を参照のこと
工期	
予定価格	
調査基準価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
	<p>入札書、工事費内訳書、入札担当者連絡票及び低入札価格調査意向確認書（調査基準価格を下回った価格で応じた際に、低入札価格調査を受ける意思がある者に限る。）（以下「入札書等」という。）は、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により提出すること。また、申告点数を電子入札システムにより入力し申告すること。ただし、紙入札により入札を行う場合は、提案様式1に申告点数を記入し提出すること。</p> <p>ただし、入札書等の容量は3メガバイト以内とすること。</p>
入札書等の電子入札システムによる提出期間	〇〇年 月 日（ ） 時 分から〇〇年 月 日（ ） 時 分まで

技術提案の様式及び提出方法	
	<p>技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次の留意事項及び記載例に基づき記載すること。</p> <p>【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】</p>
ア	技術提案提出書（様式1）
イ	配置予定技術者の資格等（様式2）
ウ	<p>【県内開発建設技術を使用できない工事の場合】 県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）及び（その2）</p> <p>【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】 県産品、リサイクル製品の積極利用（様式3）（その1）、（その2）、（その3）及び（その4）</p>
エ	配置予定技術者の工事成績（様式4）
オ	大規模災害時の応急対策業務取組（様式5）（該当しない場合は提出不要）
カ	【紙入札の場合（発注機関から紙入札の提出を承諾された場合）】 申告点数表（提案様式1）
【キ】	【同種工事の施工実績を求める工事に適用】 同種工事の施工実績（様式6）
【ク】	【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】 配置予定技術者の経験（様式7）
【ケ】	若者又は女性の配置（様式8）
	<p>様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。</p> <p>技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。</p>

<p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、技術提案の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p> <p>ただし、紙入札の場合、提案様式1は入札書の提出時に提出するものとする。</p>
--

技術提案の内容に関する留意事項
 【共同企業体での入札参加を可能とする工事の場合は、標準型（県内・県外混合）に記載している「共同企業体での入札参加等に必要な内容」を準用する。】

配置予定技術者の資格等	
ア	当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は当該工事の技術者と成り得る実務経験を有することが確認できる経歴書等）を添付すること。
イ	<p>継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について様式2に記載（有の場合は証明機関名称も記載）し、証明書（証明期間の最終日については入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。</p> <p>記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする</p> <p>建設系継続教育と認めるのは建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体の証明とする。</p>
ウ	当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること
【エ】	<p>【予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合 ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事である場合
	<p>【予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合 ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任の工事を除く。）である場合 <p>ただし、当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。</p>
【オ】	<p>【「予定価格(税抜き)1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事」以外に適用】</p> <p>当該工事に配置予定の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合で、かつ以下のいずれかに該当する場合は、「主任技術者の兼務届出書」を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事又は他の工事の配置技術者が専任を要する場合 ・他の工事が総合評価落札方式により発注された工事（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任の工事を除く。）である場合
カ	落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。

【キ】	【監理技術者の在籍条件を求める工事に適用】 監理技術者の数（○名以上）を確認できる資料として、○○工事の監理技術者証の写し及び○○工事の監理技術者講習受講証明書の写しを添付すること。
【同種工事の施工実績を求める工事に適用】 同種工事の施工実績	
ア	○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績の中から代表的なものを1件、様式6に記載するものとする。
イ	共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
ウ	記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。 なお、CORINSに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。 ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
【配置予定技術者の経験を求める工事に適用】 配置予定技術者の経験	
ア	○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事で、配置予定技術者の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、現場代理人又は監理技術者補佐として○○による○○工事の施工経験の中から代表的なものを1件、様式7に記載するものとする。 なお、所属企業が異なる（以前の勤務先での）施工経験も対象とする。
イ	共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。
ウ	記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、記載する工事のCORINS（竣工登録）の写しを添付すること。 CORINSに登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写し又は発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）を添付すること。 ただし、CORINS又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。 なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。
県産品、リサイクル製品の積極利用	
県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、様式3（その1）及び（その2）に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできるとし、評価においては最も得点の高いもので行う。	
①	入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。
②	入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

③	<p>仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。この場合、リサイクル製品は県産認定された県認定リサイクル製品に限る。</p> <p>ただし、けんさんびん登録されていない県産品建設資材を提案する場合は、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材であるものとし、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号に該当する県産品建設資材を提案する場合は、あらかじめ製造事業者の同意を得るものとする。（様式3その2に記載）</p>
④【県内開発建設技術を使用できる工事の場合】	<p>県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）について、様式3（その3）及び（その4）に記載すること。評価においては下記の⑤⑥の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。</p>
⑤	<p>入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有る県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。</p>
⑥	<p>県内開発建設技術の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。</p>
配置予定技術者の工事成績	
ア	<p>配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物の完成及び引渡し完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属していた工事は対象としない。</p> <p>なお、主任（監理）技術者又は特例監理技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として従事した工事、上記条件に該当する工事成績評定点を様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人又は監理技術者補佐として全工事期間に配置されたものに限る。</p> <p>【予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業に適用】</p> <p>また、上記に記載した主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人（監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。）のいずれも配置された対象工事がない場合は、主任技術者として従事した契約額1,500万円未満の舗装工事業の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う発注工事成績評定点を様式4に全て記載すること。</p> <p>ただし、工期の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。</p>
イ	<p>共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。</p>
配置予定技術者を入札時に特定できない場合	
	<p>【電子入札の場合】</p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、電子入札システムの申告点数入力ページの配置予定技術者の氏名欄に候補者全てを入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p> <p>【紙入札の場合】</p> <p>上記の配置予定技術者の資格等及び配置予定技術者の工事成績において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき提案様式1及び各様式1枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。</p> <p>また、最高評価値入札者となった場合は、記載した全ての配置予定者の各様式及び添付資料を提出すること。</p>

別紙2

大規模災害時の協定締結	
ア	入札参加資格認定において〇〇工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされていない者であっても、入札書提出日時点において、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において〇〇工事業の当該項目の取組みがあると申請をしている者は、申請内容を様式5の①に記載することができる。この場合、確認書類を添付することとし、当該工事に関連した取組みが確認できれば評価する。
イ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定（再認定を受けた者については再認定）後に「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は、削除日を様式5の②に記載すること。
ウ	入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者であっても、入札書提出日時点において、〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は、その申請書の提出日を様式5の③に記載すること。
エ	入札書提出日時点において、入札参加資格認定において〇〇工事業の当該項目で40点の加点をされている者は、加点評価するものとし、様式5の提出は不要である。
若者又は女性の活躍機会拡大	
ア	若者又は女性の配置について、様式8に記載すること。提案が複数該当する場合は、技術者、現場代理人及び作業員それぞれで最高評価点となる提案のみに○をつけること。
イ	配置予定者の職種欄は、主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人又は作業員のいずれかを記入すること。 ただし、選択できる職種は配置予定者1名につき1つとする。
ウ	配置予定者については、直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する若者（技術提案提出日時点で満34歳以下）又は女性が加点対象となるため、雇用関係及び年齢を確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。
エ	作業員に若者又は女性を配置する場合は、配置予定者の氏名・配置予定者が従事する作業内容・配置予定者の現場従事日数及び現場従事日数割合を明らかにした作業計画書等を添付すること。作業員は、従事する作業内容にかかる全現場稼働日に配置すること。
申告点数	
	電子入札システムにより入札を行う場合は、電子入札システムに申告点数を入力するものとする。なお、配置予定技術者を入札時に特定できない場合は、配置予定技術者の氏名欄に候補者全て入力し、申告点数はその合計点数の最も低い者の点数を入力すること。紙入札により入札を行う場合は、申告点数表（提案様式1）に申告点数を記入し、提出すること。 書面による技術提案を確認した結果、申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱う。 ①申告点数が過大評価されていた場合は、当該評価内容について適切な評価点に修正の上、評価する。 ②申告点数が過小評価されていた場合は、当該評価内容について記載された申告点数により評価する。（申告点数の修正は行わない。） 当該様式の提出がない場合は失格とする。 申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。
落札者決定基準	
	落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。

苦情申し立て	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受領した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

別紙2

<p>当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。</p>
<p>発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。</p>
<p>苦情申立書の受付窓口、受付時間</p> <p>苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課</p> <p>受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで</p>

その他の留意事項	
	<p>入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。</p>
	<p>技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。</p>
	<p>技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。</p>
	<p>提出された技術提案は、返却しない。</p>
	<p>電子入札システムにより提出する書類は、和歌山県公共工事等電子入札運用基準に規定するアプリケーションソフトの使用、及びファイル形式により保存すること。</p>
	<p>技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容を和歌山県公共工事等入札情報システム等に掲載する。</p> <p>〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>